

京都市教育委員会委員及び職員き章に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第14号

京都市教育委員会委員及び職員き章に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会委員及び職員き章に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「臨時的任用職員を除く常勤の職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「教育長のほか、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する者（同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び臨時的に任用された者を除く。）」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)